

大阪障害者職業能力開発校自動販売機設置事業者募集要項

大阪府（大阪障害者職業能力開発校）が国有財産の法定受託者として行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜き)	位置
1	堺市南区城山台 5丁1番3号	大阪障害者職業能力開発校 管理訓練棟3階ロビー	0.5㎡以上 1.0㎡未満	1台	17,300円	別図
2	堺市南区城山台 5丁1番3号	大阪障害者職業能力開発校 宿舎厚生棟入口前（屋外）	0.5㎡以上 1.0㎡未満	1台	17,300円	別図

※本公募は、自動販売機2台のセットで行います。

※設置自動販売機は、ユニバーサルデザインの自動販売機とします。

※上記面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

⑦ 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日とします。

設置事業者の都合でやむを得ず、許可期間の途中で使用を止める場合は、その 3 か月前までにその旨の意思表示をしてください。

② 貸付面積

貸付面積については、機器の垂直投影面積（外形寸法）ではなく、貸付可能な面積とし、転倒防止板及び使用済容器の回収ボックスも設置面積に含むものとします。

③ 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額（円未満切り捨て）をもって年額使用料とします。

④ 使用料の納入

当校は国有財産であるため、使用料は厚生労働省歳入徴収官の発する納入通知書により、厚生労働省の指定する期限までに全額納入してください。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに納入してください。

なお、使用量の計測のため、自動販売機に設置事業者の負担で電気量計測子メーターをコンセントから自動販売機の間設置してください。

電気料金は、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込み額）を乗じて

積算した額とします。

※ 電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む。）
＝校全体の使用電力料金÷校全体の使用電力量

⑥ 設置方法等

- ・自動販売機は、設置位置図に示した場所に設置できるものとしてください。
- ・日本工業規格自動販売機据付基準（J I S B8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。
- ・自動販売機については、ユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

(2) 使用上の制限等

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府（大阪障害者職業能力開発校）の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出しなければなりません。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府（大阪障害者職業能力開発校）に請求することができません。

(5) 売り上げ実績の報告

設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における売上実績（売上額、商品単価別販売数）を月毎に集計し、毎年度末に報告するものとします。

4 参考データ

自動販売機の売上実績（R5年4月～R6年3月）（売上額は、設置事業者の申告によるものです。）

設置場所	売上本数（本）	売上金額（円）
大阪障害者職業能力開発校 管理訓練棟3階ロビー	4,696	550,370
大阪障害者職業能力開発校 宿舍厚生棟入口前（屋外）	4,749	544,450

（参考）本校の職員数及び生徒数（R6年12月現在） 職員49人 生徒74人

5 現地確認

現地確認を希望される場合は、大阪障害者職業能力開発校 総務課（担当 阪口）
（電話072-296-8311）まで御連絡ください。

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること）

申込受付期間 令和7年1月9日（木）～ 令和7年1月23日（木）【**必着**】

送り先 〒590-0137

堺市南区城山台5丁1番3号

大阪障害者職業能力開発校 総務課（担当 阪口） 宛

持参する場合

申込受付期間 令和7年1月9日（木）～ 令和7年1月23日（木）（17時締切）

【受付時間は9時30分～12時及び13時30分～17時の間】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 堺市南区城山台5丁1番3号

大阪障害者職業能力開発校 総務課

(2) 物件1・2セットでの公募ですので、物件のいずれかに単独で申し込むことはできません。

(3) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ② 誓約書 1（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ③ 誓約書 2（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ④ 販売品目一覧表（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ⑤ 設置する自動販売機のカatalog（外形寸法・消費電力の分かるもの）
- ⑥ 2-(3)に係る許認可等の免許証の写し

(4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。

なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。販売品目の売値（値下げ）は、審査の対象としません。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和7年1月28日（火）の予定です。

設置事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定者の応募価格（税抜き）及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年2月7日（金）までに、次の国有財産使用許可申請書を提出してください。

〈行政財産使用許可申請提出書類〉 提出部数は各1通

① 国有財産使用許可申請書

② 設置場所の図面

③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、役員名簿、委任状

〈個人の場合〉…住民票の写し、印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

④ 自動販売機の管理関係証明書

⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 個人情報の収集及び提供

設置予定事業者が排除対象者に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、許可前に設置予定事業者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

1 1 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪障害者職業能力開発校 総務課（担当 阪口）

堺市南区城山台5丁1番3号

電話072-296-8311

応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住所(〒 -)
 (所在地)
 氏名
 法人名
 代表者名
 (事務担当者)
 所属部署
 氏名
 電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

所在地 (住居表示)	台数	応募価格 (提案使用料・年額) (円) (税抜き)					
堺市南区城山台5丁1番3号	2台					0	0

(設置を希望する自動販売機の外形寸法及び設置面積)

物件 番号	自動販売機本体…①		
	幅 (mm)	奥行 (mm)	設置面積 (m ²)
1	mm	mm	m ²
2	mm	mm	m ²

物件 番号	回収ボックス…②		
	幅 (mm)	奥行 (mm)	設置面積 (m ²)
1	mm	mm	m ²
2	mm	mm	m ²

物件 番号	転倒防止板…③ 設置面積 (㎡)
1	㎡
2	㎡

物件 番号	設置面積合計 (①+②+③)
1	㎡
2	㎡

- ※ 1. 応募価格は、大阪府（大阪障害者職業能力開発校）が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額（税抜き）とし、百円単位で記入してください。
なお、年額使用料は、応募価格（税抜き）に百分の百十を乗じて得た額とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥を入れてください。
5. 使用面積には、転倒防止板及び使用済容器の回収ボックスも含めた合計面積となります。（転倒防止版の設置面積については、自動販売機の設置面積から突出している部分を計上してください）

2 添付書類

- ① 誓約書 1（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ② 誓約書 2（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ③ 販売品目一覧表（大阪府（大阪障害者職業能力開発校）所定様式）
- ④ 設置をする自動販売機のカタログ（外形寸法・消費電力のわかるもの）及び転倒防止板の詳細が分かるもの
- ⑤ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓 約 書 1

私は、貴校が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪障害者職業能力開発校自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪障害者職業能力開発校自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名

誓約書 2

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知した上で、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申請者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)
(代表者名)

生年月日

販 売 品 目 一 覧 表

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売 値 円	備 考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、標準価格（税込）、売値（税込）を記載する。
2. 容器の種類欄には、「缶・ペットボトル等」を記載する。